

宝塚医療大学教務規程

(目的)

第1条 宝塚医療大学（以下「本学」という。）の教務に関する事項は、宝塚医療大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目及び単位数は、学則及び宝塚医療大学保健医療学部規則（以下「学部規則」という。）の定めるところによる。

2 各学科の卒業に必要な単位数、配当年次及び必修選択の別については、学部規則別表の定めるところによる。

(既修得単位の認定)

第3条 学則第28条から第30条に定める他の大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる単位数については、教務委員会の議を経て学長が承認するものとする。

2 前項の他大学等の既修得単位の願出は、入学時に一括して行うものとする。

3 既修得単位の認定等については別に定める。

(授業の実施)

第4条 授業科目は、第2条第2項に基づき第1年次から第4年次に配分して開講する。

2 各学年での授業科目の実施の時期、曜日、時限及び担当教員等は、学年のはじめに告示する。

3 一の授業科目毎に主担当教員を置く。

(授業時限)

第5条 学年を通じての時限配当は、次表のとおりとする。

1時限	9：00～10：30
2時限	10：40～12：10
3時限	13：00～14：30
4時限	14：40～16：10
5時限	16：20～17：50
6時限	18：00～19：30

2 講義及び演習においては、90分の連続した時限をもって1時限とし、実験・実習及び実技においては、これに準ずる。

3 主担当教員は、実験・実習及び実技の開始または終了時刻を他の授業科目に影響の及ばない範囲で変更することができる。

(履修登録)

第6条 学生は、学期ごとに履修する授業科目について、履修案内に基づき履修登録を行わなければならない。

2 学生は、前期の定められた期間内に該当する年度のすべての履修登録を行わなければならない。ただし、後期科目

の履修登録においては、申請の上、認められた場合に限り、後期の定められた期間内に変更を行うことができる。

- 3 履修登録ができる単位数は、前期・後期ともに24単位以下、通年においては48単位以下を原則とする。ただし、資格、免許の取得理由等によりこれを超える場合は、許可することがある。
- 4 学生は、所属学科の在籍する年次に配当された授業科目を履修する。ただし、再履修については所属学科の当該年次より以前の学年に配当されたものに限る。
- 5 科目の履修にあたって、履修案内に定める先修条件がある場合、それを満たさなければならない。
- 6 同一曜日時限に行われる複数の授業科目は、重複して履修登録してはならない。また、同一名称の他学科の授業科目を履修することや既に単位を修得した授業科目を再度履修することはできない。
- 7 選択科目については、履修する学生の人数を制限することがある。

(学級の編成)

第7条 科目によっては、各学年次を、2学級以上に編成して授業を行うことがある。この場合、学生は指定された学級で授業を受けなければならない。

(授業の出席時間数)

第8条 各科目の成績評価対象に必要な授業の出席時間数は次の各号の定めるところによる。

- (1) 講義科目は、原則として総授業時間数の3分の2以上
- (2) 演習科目は、原則として総授業時間数の3分の2または5分の4以上（いずれかはシラバスに明記する。）
- (3) 実験・実習科目は、原則として総授業時間数の5分の4以上
- (4) 学科が定める臨床実習及び教育実習については、原則欠席は認めない。

(授業の遅刻及び早退)

第9条 授業の遅刻及び早退の取扱いについては、次の各号の定めるところによる。

- (1) 授業開始後30分以内の入室は、遅刻とする。
- (2) 授業終了前30分以内の退室は、早退とする。
- (3) 授業開始後30分を経過した場合の入室、授業終了前30分以上の退室は、欠席とする。
- (4) 2回の遅刻または早退は、1回の欠席とする。

(授業の公欠)

第10条 学生は次の各号に定める公欠事由により授業を欠席する場合、授業欠席願兼公欠認定願書に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、欠席した科目の担当教員へ届け出、許可を得るものとする。なお、公欠と認定できる日数は土日祝日を含む連続した日数とする。

- (1) 忌引による欠席は、次に掲げる対象者ごとに定める日数を公欠とする。

- イ 配偶者又は実父母 7日以内
- ロ 子 5日以内
- ハ 配偶者の父母 3日以内
- ニ 二親等の親族 3日以内

- (2) 学校保健安全法等の法令により定められた感染症に罹患した場合、当該法令に定める待機期間を出席停止期間とし、当該期間を公欠とする。
- (3) 公共交通機関の遅延により30分以上遅刻した場合は、事由発生時に大学に連絡を入れている場合に限り公欠とする。
- (4) 星槎大学が実施する教育職員養成課程を科目履修生として受講している者の教育実習及び介護等体験に参加することによる欠席は、その期間を公欠とする。なお、スクーリングによる欠席は公欠を認めない。
- (5) 就職試験及び進学試験の受験による公欠は、最終学年在籍者を対象とし、授業欠席届兼公欠認定願を提出して認定された場合とする。ただし、公欠は授業のみとし、単位認定に係る試験日については公欠を認めない。
- (6) 授業欠席届兼公欠認定願の提出期限は、上記(1)、(2)及び(3)においては欠席した日に実施された科目の次回講義日に、(4)及び(5)においては、公欠該当日までに提出するものとする。
- (7) その他、学長が本人からの願いにより適切な事由と判断した場合、公欠を認めることがある。

(成績評価)

第11条 科目の成績評価は、主担当教員が、試験またはこれにかわるレポート及び報告書、授業の学修の成果（以下「成果物」という。）等により行う。

2 科目の成績評価基準は、GPA（グレードポイントアベレージ）によるものとし、次表のとおりとする。

評価	評点	グレードポイント
優	90点以上	4.0
	80点以上90点未満	3.0
良	70点以上80点未満	2.0
可	60点以上70点未満	1.0
不可	60点未満	0.0
放棄	出席時間が第8条に定める時間数に満たない場合	0.0

3 第3条に規定する既修得単位については、表記を「認定」とする。

4 追試験の結果が不合格であった者で再試験の受験を希望する場合は、第16条第2項に定める手続きを済ませた場合に受験することができる。

(成績評価対象)

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、成績評価の対象としない。

- (1) 成績評価を受けようとする科目の出席時間数が、第8条各号に定める時間数に満たないとき
- (2) 履修登録を完了していないとき
- (3) 授業料等の納付金を納入していないとき
- (4) 休学しているとき、または学則第49条に定める停学処分に係る当該停学期間中のとき

(進級要件)

第13条 各学科におけるすべての学年への進級要件は、これを課さないものとする。

(定期試験)

第14条 定期試験は、原則として学期終了後の大学が定める期間に実施する。

(追試験)

第15条 学生が、定期試験を第10条に定める公欠事由により受験することができなかったときは、追試験を受けることができる。

2 追試験を希望する者は、追試験受験願に必要事項を記入の上、指定日に手続きを行わなければならない。

3 追試験の評価基準は第11条に定める基準による。

4 追試験の結果が不合格であった者で再試験の受験を希望する場合は、第16条第3項に定める手続きを済ませた場合に受験することができる。

(再試験)

第16条 単位認定に関する試験の成績が合格に達しなかった学生、および公欠事由以外の理由により本試験を欠席した学生については、大学の定める期間の再試験を実施する。ただし、所属学科が再試験を行わないと判断した場合はこの限りではない。

2 再試験に合格したときの成績は60点とする。

3 再試験を希望する学生は、再試験受験申込書に必要事項を記入の上、受験料を添えて指定日に手続きを行わなければならない。

4 再試験受験料は、別表1のとおりとする。

(特別試験)

第17条 学長が特に必要と認めたときは、特別試験を実施することがある。

2 特別試験を希望する学生は、受験願書に受験料を添えて指定日に手続きを行わなければならない。

3 特別試験の実施について必要な事項は、学長企画調整会議の議を経て学長が別に定める。

4 特別試験受験料は、別表1のとおりとする。

(臨時試験)

第18条 主担当教員の判断により、当該科目開講期間内に臨時で試験を実施することがある。

(試験時間)

第19条 第14条から第17条に定める試験を実施する時間は次のとおりとする。

(1) 筆記試験（解答を紙等に記載して行う試験）

原則として1授業科目あたり60分とする。

(2) 実技試験（作業・動作等を実際に行って、技術等が修得できているか判断する試験）

担当教員が指示した時間で実施する。

2 第18条で定める臨時試験を実施する時間は、授業時間内で担当教員が指示した時間とする。

(成果物の提出)

第20条 学生は、レポート等成果物の提出にあたっては、担当教員が指示した様式に従って指定された期日までに指定された場所へ提出しなければならない。

（試験に関する厳守事項）

第21条 学生は、試験会場においては、指示された座席で受験し、試験監督者の指示に従わなければならない。

2 学生は、試験会場においては、次の各号に定める事項を守らなければならない。

- （1）学生証を携行し、机上に置くこと
- （2）受験のために使用を許可された物品以外は、試験監督者に指示された場所に置くこと
- （3）試験中の発言は、試験監督者の許可を得ること
- （4）配布された問題用紙及び解答用紙等は、退出の際に試験監督者が指示する場所に提出すること
- （5）試験問題及び解答用紙は試験会場から持ち出さないこと。また、破損させたりしないこと。
- （6）その他試験監督者が指示したこと

3 試験開始後20分が経過した場合は、試験会場への入室を許可しない。

4 原則、試験時間中の退室は許可しない。ただし体調不良などによる場合はこの限りではない。

5 試験開始後40分経過以降においては退室を認めることがある。ただし、試験終了5分前からは一切の退室を認めない。また、遅刻して入室した者は、試験終了まで退室を認めない。

6 実技試験及び口答試験の受験は、遅刻を認めない。

（不正行為の禁止）

第22条 本学におけるすべての単位認定に係る試験において、試験中に試験監督者が学生の不正行為（準備及び他人の不正行為の援助を含む。）を発見し、その事実を確認したときは、直ちに当該学生の受験を停止し、試験場外へ退出させるとともに、次の各号に定めるとおり取り扱う。

（1）不正行為を行った授業科目を含む3科目について、単位を無効（不可）とする。

（2）無効とする科目は、次に掲げるとおりとする。

イ 無効とする科目は、原則として必修科目とする。

ロ 期間の定めのある試験においては、原則として不正行為が行われた試験科目の前に実施された直近の試験科目とする

ハ 上記ロの場合において、不正行為が行われた試験科目の前に実施された必修科目の試験科目が3科目に満たない場合は、不正行為が行われた試験科目の後に実施する必修科目の試験科目を含むことができる

ニ 試験期間中に受験した必修科目が3科目に満たない場合は、選択科目をこれに充てる。

ホ 上記ニの場合において、当該期間中に受験した全ての試験科目が3科目に満たない場合は、受験した最大の科目数とする

ヘ 第18条に定める臨時試験における不正行為にあつては、当該科目のみとする

（3）不正行為を行った学生には、学則の定めるところにより懲戒処分することがある。

（4）試験終了後において不正行為が発見され、その事実が確認されたときは、前各号の規定を適用する。

（GPA制度について）

第23条 本学では、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度を設ける。

2 算出方法、評価基準等の詳細については別途定める。

3 本学で履修したすべての科目を対象とするが、次の科目については対象としない。

- （1）柔道整復学科及び鍼灸学科における教職免許科目
- （2）第3条第1項に規定されているすでに他大学等で修得済の科目（既修得単位）
- （3）大学コンソーシアム等で履修した科目（他大学等履修科目）

（規程の改廃）

第24条 本規程の改廃については、学長企画調整会議の議を経て、学長が決定する。

附則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

2 第13条の定めにかかわらず、平成23年度から平成27年度までの入学者に係る進級要件は次表のとおりとする。

学科	理学療法学科	柔道整復学科	鍼灸学科
2年次への 進級要件	要件を課さない。	要件を課さない。	1年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として7割を修得していること。
3年次への 進級要件	1年次及び2年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。
4年次への 進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次から3年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として9割を修得していること。	1年次から3年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として9割を修得していること。

附則

この規程は、平成29年7月5日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附則

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

2 第13条の定めにかかわらず、平成23年度から平成27年度までの入学者に係る進級要件は次表のとおりとする。

学科	理学療法学科	柔道整復学科	鍼灸学科
2年次への 進級要件	要件を課さない。	要件を課さない。	1年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として7割を修得していること。
3年次への 進級要件	1年次及び2年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。
4年次への 進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次から3年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として9割を修得していること。	1年次から3年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として9割を修得していること。

3 第13条の定めにかかわらず、平成28年度から平成29年度までの入学者に係る進級要件は次表のとおりとする。

学科	理学療法学科	柔道整復学科	鍼灸学科
2年次への 進級要件	1年次に開講した専門基礎科目および専門科目のうち、原則として7割を修得していること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。
3年次への 進級要件	1年次および2年次に開講した必修科目の全てを修得していること。	1年次および2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が10単位以内であること。	1年次および2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が10単位以内であること。
4年次への 進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目の全てを修得していること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。

附則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 第13条の定めにかかわらず、平成23年度から平成27年度までの入学者に係る進級要件は次表のとおりとする。

学科	理学療法学科	柔道整復学科	鍼灸学科
2年次への進級要件	要件を課さない。	要件を課さない。	1年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として7割を修得していること。
3年次への進級要件	1年次及び2年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。
4年次への進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次から3年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として9割を修得していること。	1年次から3年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として9割を修得していること。

- 3 第13条の定めにかかわらず、平成28年度から平成29年度までの入学者に係る進級要件は次表のとおりとする。

学科	理学療法学科	柔道整復学科	鍼灸学科
2年次への進級要件	1年次に開講した専門基礎科目および専門科目のうち、原則として7割を修得していること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。
3年次への進級要件	1年次および2年次に開講した必修科目の全てを修得していること。	1年次および2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が10単位以内であること。	1年次および2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が10単位以内であること。
4年次への進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目の全てを修得していること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。

- 4 第13条の定めにかかわらず、平成30年度から令和2年度までの入学者に係る進級要件は次表のとおりとする。

学科	理学療法学科	柔道整復学科	鍼灸学科
2年次への 進級要件	1年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の単位のうち原則として未修単位数が8単位以内であること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。
3年次への 進級要件	1年次及び2年次に開講した必修科目の全ての単位を修得していること。	1年次及び2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単位以内であること。	1年次及び2年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が10単位以内であること。
4年次への 進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目の全ての単位を修得していること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が6単位以内であること。	1年次から3年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が4単位以内であること。

附則

- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 第13条の定めにかかわらず、令和2年度までの入学者に係る進級要件は次表のとおりとする。

入学年度	学 科	理学療法学科	柔道整復学科	鍼灸学科
平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年度	2年次への 進級要件	要件を課さない。	要件を課さない。	1年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として7割を修得していること。
	3年次への 進級要件	1年次及び2年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。	1年次及び2年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として8割を修得していること。
	4年次への 進級要件	1年次から3年次に開講した必修科目並びに選択必修科目の全単位を修得していること。	1年次から3年次に開講した専門基礎科目及び専門科目の必修科目のうち、原則として9割を修得していること。	
成28年度 平成29年度	2年次への 進級要件	1年次に開講した専門基礎科目及び専門科目のうち、原則として7割	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単	1年次に修得すべき必修単位のうち原則として未修得単位数が8単

		を修得していること。	位以内であること。	位以内であること。
	3年次への 進級要件	1年次及び2年次に開 講した必修科目の全て を修得していること。	1年次及び2年次に修 得すべき必修単位のう ち原則として未修得単 位数が10単位以内で あること。	1年次及び2年次に修 得すべき必修単位のう ち原則として未修得単 位数が10単位以内で あること。
	4年次への 進級要件	1年次から3年次に開 講した必修科目の全て を修得していること。	1年次から3年次に修 得すべき必修単位のう ち原則として未修得単 位数が8単位以内であ ること。	1年次から3年次に修 得すべき必修単位のう ち原則として未修得単 位数が8単位以内であ ること。
平成30年度 平成31年度 令和2年度	2年次への 進級要件	1年次に開講した専門 基礎科目及び専門科目 のうち原則未修単位数 が8単位以内であるこ と。	1年次に修得すべき必 修単位のうち原則とし て未修得単位数が8単 位以内であること。	1年次に修得すべき必 修単位のうち原則とし て未修得単位数が8単 位以内であること。
	3年次への 進級要件	1年次及び2年次に開 講した必修科目の全て を修得していること。	1年次及び2年次に修 得すべき必修単位のう ち原則として未修得単 位数が8単位以内であ ること。	1年次及び2年次に修 得すべき必修単位のう ち原則として未修得単 位数が10単位以内で あること。
	4年次への 進級要件	1年次から3年次に開 講した必修科目の全て を修得していること。	1年次から3年次に修 得すべき必修単位のう ち原則として未修得単 位数が6単位以内であ ること。	1年次から3年次に修 得すべき必修単位のう ち原則として未修得単 位数が4単位以内であ ること。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表1

再試験（第16条関係）及び特別試験（第17条関係）の受験料は、以下のとおりとする。

再試験受験料	1授業科目につき 2,000円
特別試験受験料	1授業科目につき 10,000円